

連絡運輸規則 新旧対照表

(下線は変更部分を示す)

改正前	改正後
<p><u>(準用規定)</u></p> <p><u>第18条 旅客営業規則第36条の規定は、第16条及び第17条の規定において準用する。</u></p> <p><u>(注) 準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第36条 定期券の一括発売</u></p> <p>(特別割引通勤定期券及び特別割引通学定期券の発売)</p> <p>第18条の2 身体障がい者等に対する特別割引通勤定期券及び特別割引通学定期券の発売については、身障等割引規則の定めるところによる。</p>	<p>—</p> <p>(特別割引通勤定期券及び特別割引通学定期券の発売)</p> <p>第18条 身体障がい者等に対する特別割引通勤定期券及び特別割引通学定期券の発売については、身障等割引規則の定めるところによる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、2022年9月13日から施行する。</u></p>